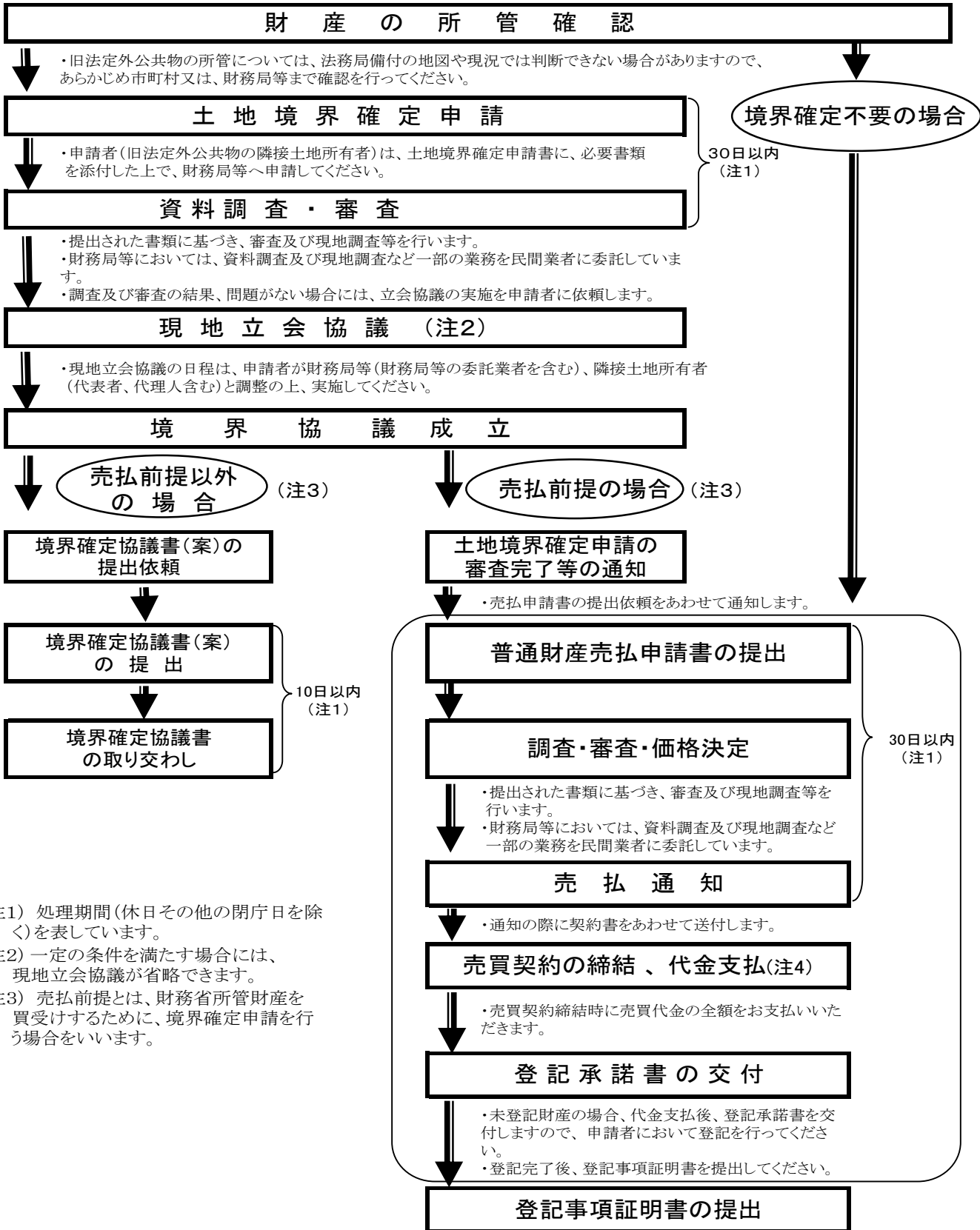


# 境界確定・売払い手続きのながれ



(注1) 処理期間(休日その他の閉庁日を除く)を表しています。  
 (注2) 一定の条件を満たす場合には、現地立会協議が省略できます。  
 (注3) 売払前提とは、財務省所管財産を買受けするために、境界確定申請を行う場合をいいます。

(注4) 売買代金の支払いは原則、現金等による支払となりますが、納入告知書による支払いを希望される方は、あらかじめ財務局等に御相談いただき、売払申請書提出の際、お申し出ください。

## 手続きのながれ(補足事項)

「手続きのながれ」の補足事項は以下のとおりです。申請に必要な書類の作成方法については、各申請書類「作成要領」を御確認ください。

### 1. 境界確定

#### (1)処理期間

境界確定事務の手続きについては、原則として次の期間内(休日その他の閉庁日を除く。)に行っています。

#### イ 境界確定にかかる事前調査・審査※

境界確定申請書受理後(追加資料(補正を含む)がある場合にはその資料受理後) 30日

※ 審査完了後、申請者に対して現地立会協議の実施を依頼します。

なお、「売払前提」の場合など、立会協議を省略できる場合には、「審査完了等通知」を送付します。

#### ロ 境界確定協議書の送付

隣接土地所有者の署名又は記名押印済の境界確定協議書(案)を受理後 10日

#### (2)現地立会協議

##### イ 日程調整及び立会者

立会協議の日程調整は、申請者において行ってください。

立会協議は、原則として、次の者全員の立会により行ってください。

なお、一定の条件を満たしている場合には、財務局等の立会協議を省略することができます。

(イ)財務局等(財務局等の委託業者を含む)

(ロ)隣接土地所有者又はその代理人

※ 代理人が立ち会う場合、隣接土地所有者本人の署名又は記名押印済みの委任状が必要となります。

(ハ)その他北陸財務局長等が必要と認める者

※ 立会協議に立会できない場合、申請者は、立会できない者の事情や境界に対する意向等を聴取した結果を「調査報告書」(様式 11)に記載し、土地家屋調査士等が署名及び職印等を押印した上で、「境界確定協議書」(案)と併せて提出してください。

##### ロ 立会協議の省略

次の条件を全て満たしている場合には立会協議を省略できます。

(イ)適正な申請書が提出されていること

(ロ)隣接土地所有者の同意が得られていること

(ハ)公図等に基づく適正な幅員が概ね確保されていると判断されること

(ニ)接続する旧法定外公共物の延長及び幅員等に一貫性があること

(ホ)境界に係る座標値等のデータが添付されていること

(ヘ)現況写真により、現地と書類(図面)に整合性が認められること

### (3)境界確定申請書を取下げの場合

申請者が、自己都合により申請を取り下げの場合は、「取下げ書」を提出してください。「取下げ書」の様式については、財務局等へお問い合わせください。

### (4)境界確定申請書が返戻される場合

次の場合には、協議不調として境界確定申請書が返戻されますので、御注意ください。

- イ 財務局等から必要な資料(補正を含む)を求められた後、3か月を経過しても提出がない場合
- ロ 申請書(追加資料(補正を含む)がある場合には、その資料)の受理後、5か月を経過しても現地立会協議が実施されない場合
- ハ 現地立会協議終了後、3か月を経過しても境界確定協議書(案)の提出がない場合
- ニ 申請書受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合

## 2. 売払い

### (1)処理期間

売払通知は、原則として、売払申請書(追加資料(補正含む)がある場合には、その資料)受理後30日以内(休日その他の閉庁日を除く)に行っています。

※売払通知の際、契約手続きに必要な書類を送付します。

### (2)売買代金、既往使用料の支払

売買代金は、契約時に全額、現金又は銀行振出小切手(以下「現金等」という。)によりお支払いいただくことになります。

また、申請地を住宅敷地、駐車場敷地等で使用している場合は、契約時に売買代金とともに、既往使用料を全額お支払いいただくことになります。

なお、既往使用料は原則として、使用開始時から売買契約締結の前日までを使用期間(期間10年以上の場合、10年間)として算定します。

また、売買代金等の支払方法については、現金等のほか、北陸財務局長等が認める場合には、納入告知書(国指定の納付書)による支払いができます。

ただし、納入告知書による支払いを希望される場合には、売払申請書の提出時に申し出が必要となるほか、契約の際に支払い等に関する条件を付すことになりますので、希望される方は、あらかじめ財務局等に御相談ください。

なお、納入告知書による支払いについては、売払申請書の提出時に、申し出された場合のみ対応できます。

### (3)所有権移転等登記

所有権移転等登記手続きについては、売買代金等を支払い後、次のとおり行います。

イ 未登記財産(以下「無地番地」という。)

財務局等から「表題及び所有権保存登記承諾書」を交付しますので、申請者において登記手続きを行ってください。

なお、登記完了後、財務局等へ土地登記事項証明書等を提出してください。

ロ 登記済財産

財務局等において、所有権移転登記を行いますので、契約時に、住民票(個人の場合)のほか、「所有権移転登記嘱託請求書」及び移転登記に関する「登録免許税領収証書」を提出してください。

なお、登記完了後、財務局等から申請者に対して「登記識別情報」を送付します。